2023年６月30日

医療法人医王寺会に対するソーシャルローンの取組みについて

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、医療法人医王寺会（理事長 良雪 雅）との間で、診療所移転および介護施設新設資金として、ソーシャルローン*にかかる融資契約を株式会社商工組合中央金庫との協調融資により締結いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

なお、東海三県の医療法人が、第三者意見を取得したソーシャルローンを取り組むのは、本件が初めてとなります。

＊ ソーシャルローンとは
資金使途を社会課題解決プロジェクトに限定した融資のことをいいます。

記

１　融資概要

借入人	医療法人医王寺会
契約締結日	2023年６月30日
融資金融機関	株式会社百五銀行、株式会社商工組合中央金庫
融資金額	14億1,000万円　（百五銀行９億1,000万円、商工組合中央金庫５億円）
第三者評価機関	株式会社格付投資情報センター　代表取締役社長 山﨑　宏

２　資金使途について

対象事業	第Ⅰ期 診療所「いおうじ応急クリニック」移転	第Ⅱ期 介護棟「にちこれ」新設
事業概要	地域の方々に必要とされる医療・介護サービスを迅速かつ適切に提供するため、手狭になってきた診療所を移転します。	移転後の診療所に隣接する形で介護棟を建設し、地域のケア力を高め、より安心して暮らせる地域づくりをめざします。
所在地	松阪市立野町200 他	
竣工予定時期	2023年12月	2025年３月
提供サービス（予定）	外来診療（夜間・休日対応） 訪問診療	看護小規模多機能型居宅介護（共生型） 訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業所

【施設イメージ】

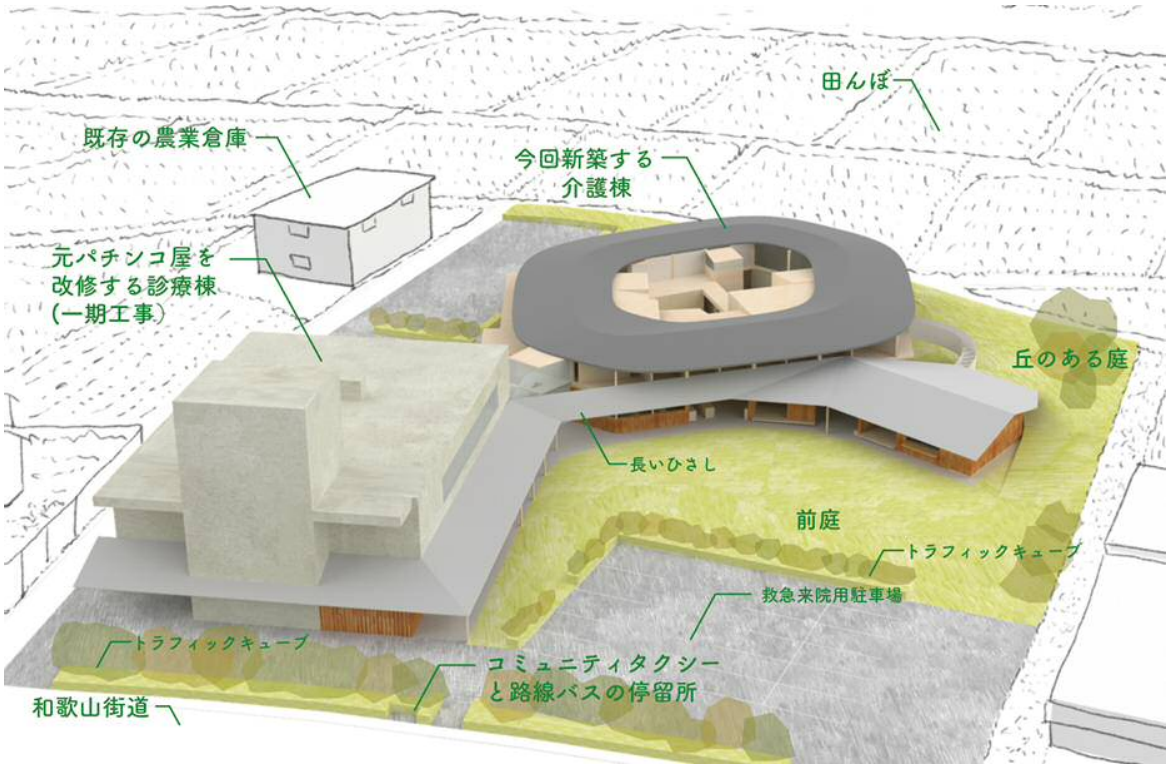
田んぼ
既存の農業倉庫
今回新築する
介護棟
元パチンコ屋を
改修する診療棟
(一期工事)
丘のある庭
長いひさし
前庭
トラフィックキューブ
救急来院用駐車場
トラフィックキューブ
コミュニティタクシー
と路線バスの停留所
和歌山街道

以　上

セカンドオピニオン

医療法人医王寺会
ソーシャルローン・フレームワーク

2023 年 6 月 30 日

ESG 評価本部
担当アナリスト：大内　祥子

格付投資情報センター（R&I）は医療法人医王寺会が 2023 年 6 月に策定したソーシャルローン・フレームワークが「ソーシャルローン原則 2023[1]」（SLP）に適合していることを確認し、セカンドオピニオンを提供した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

ソーシャルローンの調達資金は診療所「いおうじ応急クリニック」の移転費用と介護棟「にちこれ」新築費用に充当する。質の高い医療・介護サービスを継続して提供できる施設環境を整備し、三重県松阪市において今後見込まれる医療・介護需要増加に備えることを目的とする。近隣病院の退院調整時の連携機関となるとともに、利用者や家族の状態に応じて医療行為を含めたサービスを提供することが可能となる。地域の医療機関等と緊密に連携した質の高い介護サービスの提供は、松阪市が掲げる地域包括ケアシステムの実現に資するものである。施設の建設は環境や近隣住民への影響に配慮して進められる。R&I は対象プロジェクトが社会全体としてポジティブな成果を生み出すものと評価した。SLP に例示されている事業区分の中では「松阪市に在住し、住み慣れた地域で暮らしたいと考える医療・介護が必要な人々」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

医王寺会では「最期まで笑顔で生きられる街を創る」を法人理念に掲げ、地域で一人でも多くの方が笑顔で生き続けることができる環境を医療・介護の側面から創っていくことを目指している。対象プロジェクトは医王寺会の目標や法人理念、松阪市が目指す地域包括ケアシステムの構築に寄与する取り組みとして位置付けられる。プロジェクトは法人事務局が中心となり検討を進め、理事会での承認を経て最終決定されている。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

(3)調達資金の管理

調達資金は医王寺会の経理部が管理する。本件のソーシャルローンは貸出人を百五銀行及び商工組合中央金庫とするコミットメント期間付きのタームローンを想定しており、対象プロジェクトに係る支払いが発生する都度、貸出金融機関へ証憑書類を提出して融資実行を依頼することとしている。未充当資金の発生は想定していない。調達資金に関する証憑文書は適切に保管する。調達資金の管理は妥当である。

(4)レポーティング

資金充当が完了するまでは資金充当状況を年 1 回開示する。インパクトレポーティングは、アウトプット指標として施設概要・患者数・定員数、アウトカム指標として利用者の介護区分及び人数を年次で貸出金融機関へ報告する。レポーティングの内容・頻度は妥当である。

[1] ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定。

株式会社格付投資情報センター
Copyright(C) 2023 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地テラススクエア（お問い合わせ）マーケティング本部　カスタマーサービス部　TEL 03-6273-7471
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧下さい。

借入人の概要

- 医王寺会は三重県松阪市で医療・介護事業を運営する医療法人。2015 年に松阪市より救急医療対策事業の一環として、休日夜間の一次救急診療業務の委託を受け、入院加療が必要のない軽症患者はその場で治療や対応を実施し、重症患者は総合病院へ紹介・誘導を行うトリアージ型応急クリニックを全国で初めて開設した。2017 年に 24 時間 365 日で対応する訪問診療を開始し、2018 年に医療法人化した。

- 医王寺会は「最期まで笑顔で生きられる街を創る」を法人理念に掲げ、外来診療のほか、訪問診療、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援事業所を併設する。休日夜間対応の応急外来、24 時間 365 日対応の訪問診療、在宅の要介護者を支える訪問介護、看護、居宅介護支援事業所など切れ目のない医療・介護サービスを提供することで、良質な地域包括ケアサービスの構築に貢献している。

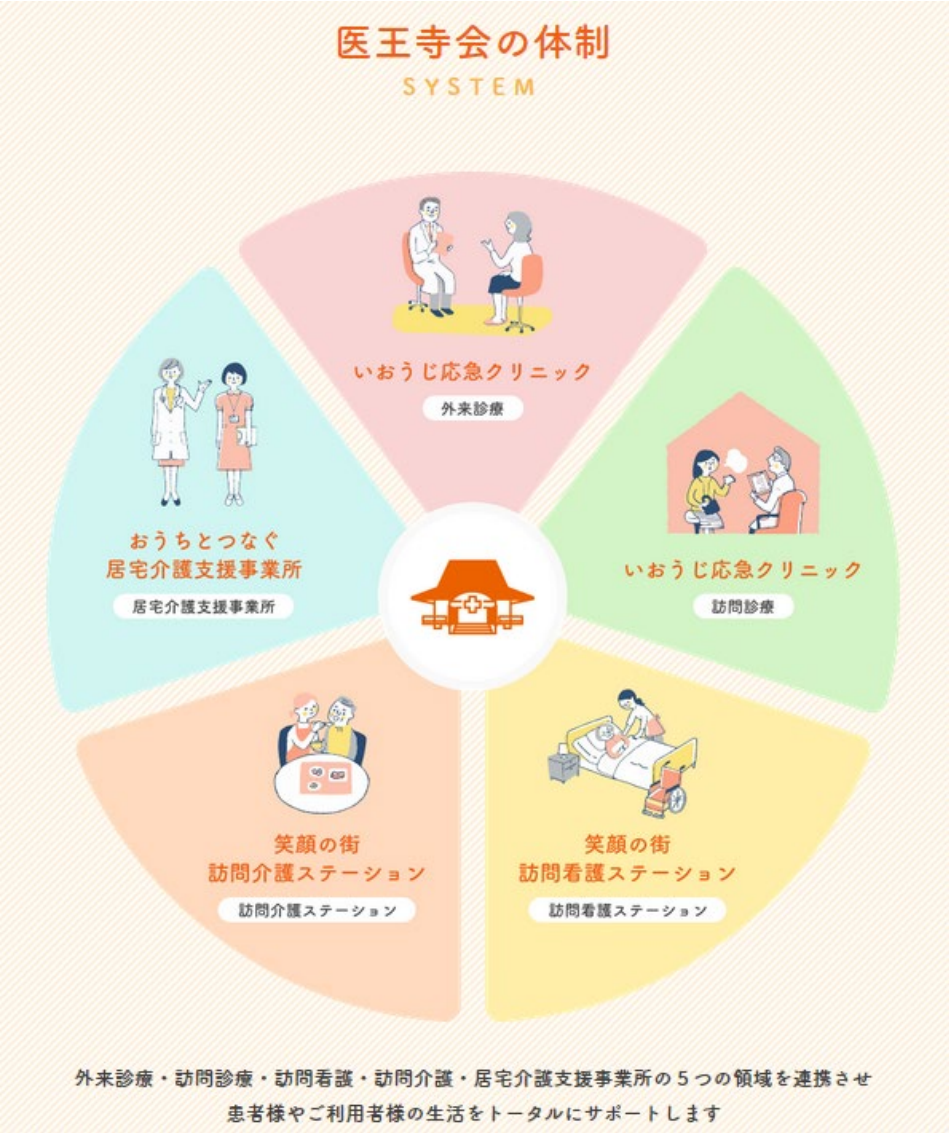

［出所：医療法人医王寺会 ホームページ］

1. 調達資金の使途

(1)対象プロジェクト

対象プロジェクト

- ソーシャルローンで調達する資金は、医王寺会が運営する診療所「いおうじ応急クリニック」の移転費用と介護棟「にちこれ」新築費用に全額充当する。

- いおうじ応急クリニックは外来診療・訪問診療を手掛ける。利用者や職員の増加に伴って現在の診療所が手狭になってきたことから、第Ⅰ期工事では既存診療所を移転する。移転後、第Ⅱ期工事では診療所に隣接する形で介護棟を新築する。プロジェクトの概要は以下の通り。

プロジェクト名称	診療所「いおうじ応急クリニック」の移転と介護棟「にちこれ」新築	
計画地	三重県松阪市立野町 200 他	
事業総額	約 15 億円	
工事期開設時期	第Ⅰ期：診療所「いおうじ応急クリニック」の移転	第Ⅱ期：介護棟「にちこれ」新築
着工予定時期	2023 年 6 月予定	2024 年 6 月予定
竣工予定時期	2023 年 12 月予定	2025 年 3 月予定
提供サービス	外来診療（夜間・休日対応） 訪問診療	看護小規模多機能型居宅介護 訪問看護 訪問介護 居宅介護支援事業所

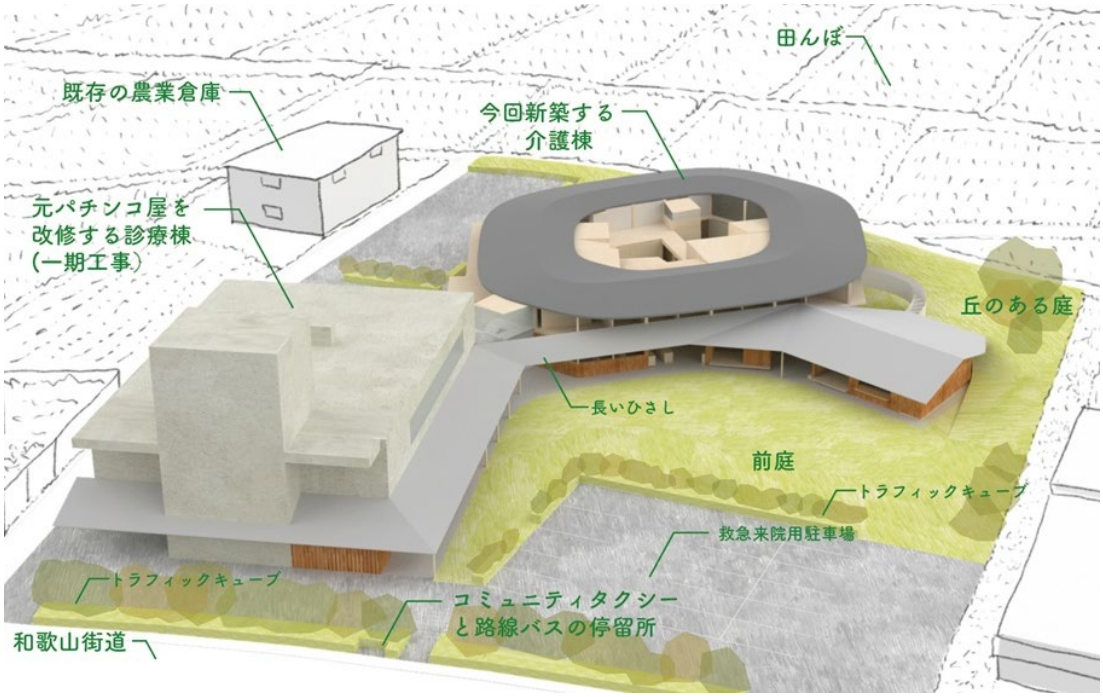

対象事業の目的

- 質の高い医療・介護サービスを継続して提供できる施設環境を整備し、松阪市において今後見込まれる医療・介護需要増加に備えることを目的とする。

- 対象プロジェクトにより、これまで提供してきた「訪問診療」、「訪問介護」、「訪問看護」による訪問型の医療サービスに加えて、新たに「看護小規模多機能型居宅介護」、「短期入所生活介護[2]」を複合した施設を計画している。この組み合わせよって、医療依存度や介護度の変化に柔軟に対応する仕組みとなり、病院からいち早く暮らしの場へ戻り、安心して暮らし続けることを可能とする。医療的ケアの必要な子どもや成人の通所や宿泊にも対応でき、どんな年齢や症状、障害、状況でも安心して自宅で暮らせる取り組みを通じて地域課題の解決にも貢献していく。

- 看護小規模多機能型居宅介護とは看護と介護を一体的に提供するサービスを指す。第Ⅱ期工事に予定されている介護棟の新築とともに、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護の機能が加わることで、通い、泊り、訪問などを組み合わせて利用することができる。近隣病院の退院調整時の連携機関となるとともに、退院後の在宅生活への移行、看取り期の支援、家族に対するレスパイトケア[3]等への対応など、利用者や家族の状態に応じて医療行為を含めたサービスを提供することが可能となる。

■看護小規模多機能型居宅介護の概要

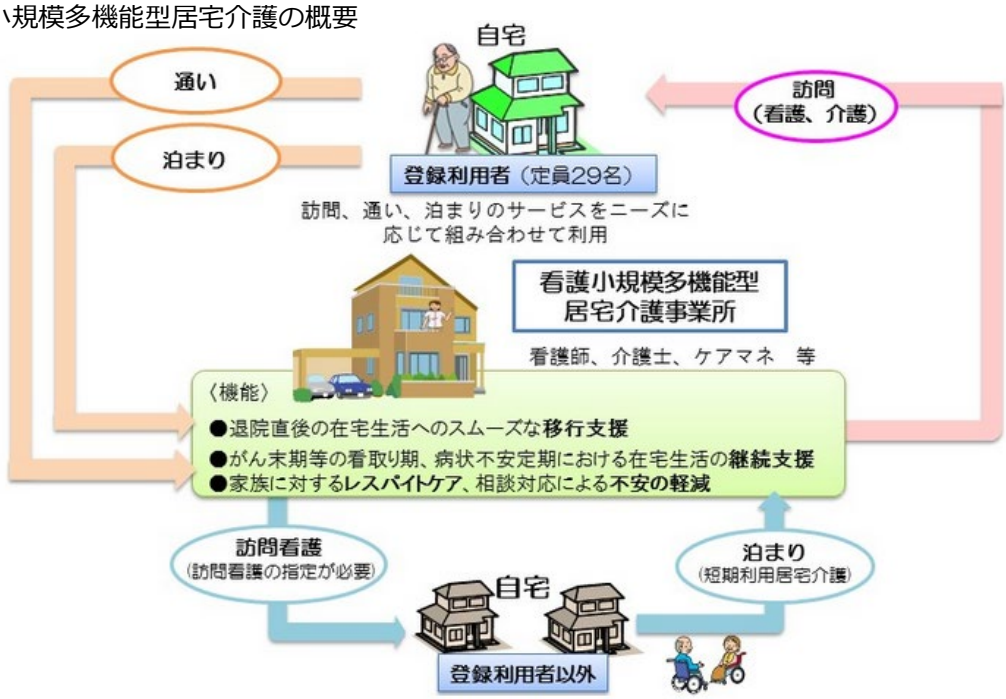

［出所：厚生労働省 HP 「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について］］

社会の課題認識

- 2021 年 10 月現在、日本の総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 28.9%に達し、世界で最も高い水準となっている。急速に進む高齢化に伴い、医療・介護需要が今後一層増加することが見込まれている。厚生労働省は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途とした地域包括ケアシステムの構築を推進している。要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期

[2] 「短期入所生活介護」とは利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施する介護保険法上の居宅サービスのひとつ。
[3] 「レスパイトケア」とは在宅介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援の仕組み。

まで続けられるよう、地域特性に応じた一体的な支援・サービスを提供できる体制の整備を保険者である市町村へ求めている。

- 医王寺会が拠点を置く松阪市は約 16 万人の人口を擁する。2020 年に 29.7%であった高齢化率は、2040 年には 36.0%にまで上昇することが見込まれている。これに伴い要介護認定者数も増加基調で推移するとみられる。

■松阪市の高齢者人口と高齢化率の推計

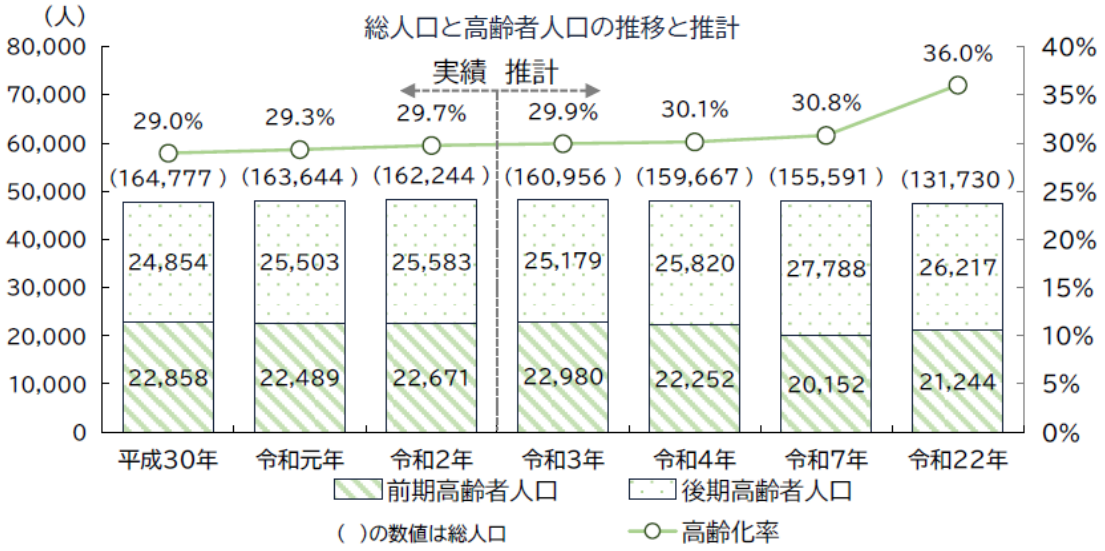

[出所：松阪市 第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画]

■松阪市の要介護認定者数

	実績←		→推計			
	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和7年（2025年）	令和22年（2040年）
認定者数（人）	10,908	10,983	11,009	11,012	11,032	11,067
認定者率（%）	6.6%	6.7%	6.8%	6.8%	7.1%	8.4%

[出所：松阪市 第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画より R&I 作成]

- 医療依存度の高い高齢者、看取り期の患者、状態変化が激しい利用者など医療・介護ニーズが多様化する一方で、受け入れ可能な事業所数は不足しており、サービス提供体制の整備が求められている。

■看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数（都道府県別）

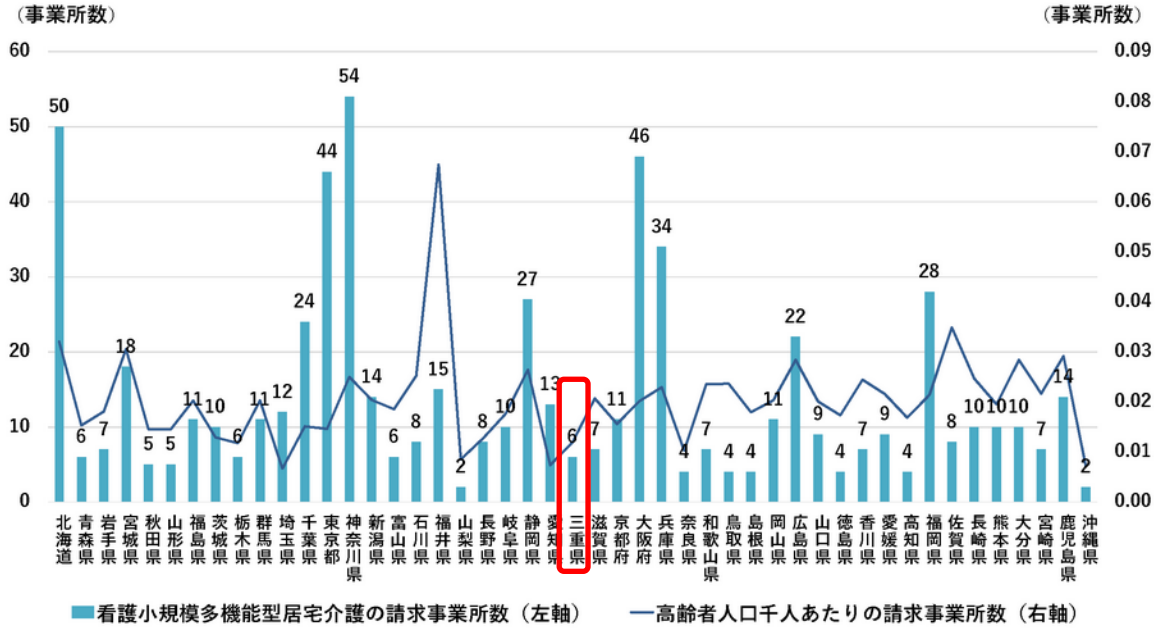

出典：　請求事業所数：厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和２年４月審査分）
高齢者(65歳以上）人口：平成27年国勢調査

［出所：厚生労働省 HP 「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について」］

- こうした情勢を踏まえ、松阪市では「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムを構築すべく各種取り組みを推進している。2021年３月に策定した「第９次高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画」では、市内５か所に設置されている地域包括支援センターを中核に、在宅医療と介護の連携を進めて情報共有を図るなど強化している。

- 本ソーシャルローンの対象プロジェクトは、充実した医療・介護サービスを安定して地域へ提供することを目的としており、松阪市が目指す地域包括ケアシステム構築の一翼を担う取り組みとして位置づけられる。

(2)対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

対象事業の目標

- 対象プロジェクトでは診療所「いおうじ応急クリニック」の移転と介護棟「にちこれ」新築を通じて、利用者が安心して過ごすことのできるより良い環境を整備する。地域に根ざした質の高い医療・介護サービスを継続して提供できる体制を整えることで、松阪市の地域包括ケアシステムの実現に寄与することを目指す。

ポジティブな社会的成果であること

- 目標達成に向けて生じうる直接的・間接的な便益と影響について以下の通り整理した結果、対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出していると評価した。

	対象事業による便益及び影響
直接的[4]な便益・影響	・より良い施設環境を整え安定したサービスを提供することにより、要介護状態の高齢者や医療的ケアの必要な子・成人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。 ・同一の診療圏内へ新築移転することで、移転に伴う利用者の負担を極小化しつつ、地域に対して充実した介護サービスを継続して提供することができる。 ・通所やショートステイなど多様な医療・介護ニーズに対応できることで利用者の利便性向上を促す。
間接的な便益・影響	・近隣病院の退院調整時の連携機関となることで入院を回避し、隣接地域の病院や介護施設にかかる負担が軽減される。 ・利用者の家族の介護負担が軽減され、介護離職を未然に防ぐ。 ・松阪市における地域包括ケアシステムの実現に貢献する。 ・地域の医療・介護人材の育成に貢献する。 ・移転工事に伴う近隣住民への影響に適切に対処しており、大きな問題は生じていない。
広範囲に及ぶ影響とその対応	・新築移転とその後の介護サービスの提供に関し、日本全国あるいは地球環境等の広範囲において大きな影響は生じていない。

対象事業が関わる持続可能な開発目標(SDGs)との整合

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に、対象事業による SDGs への貢献については目標 3「すべての人に健康と福祉を」及び目標 11「住み続けられるまちづくりを」に対応することを確認した。

SDGs 目標	
	3.4　2030 年までに、非感染性疾患による早期死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。
	11.3　2030 年までに、すべての国々で、だれも排除しない持続可能な都市化を進め、参加型で差別のない持続可能な人間居住を計画・管理する能力を強化する。

4 「直接的」とは対象事業の利用者、「間接的」とは対象事業を行う社会、「広範囲」とは対象事業を行う社会を超える社会を指している。詳細は「R&I　ESG ファイナンス評価方法　ソーシャルファイナンスのセカンドオピニオン」を参照。https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/so_sof_methodology_jpn.pdf

SDGs アクションプランとの整合

- 日本政府の SDGs の達成へ向けた「SDGs アクションプラン 2023」に示された①～⑧の優先課題に関して、本ソーシャルローンの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

優先課題	対応するSDGsターゲット
② 健康・長寿の達成	

SLP に例示される事業区分との整合

- 対象プロジェクトは SLP に例示されている事業区分「必要不可欠なサービスへのアクセス」に対応し、「松阪市に在住し、住み慣れた地域で暮らしたいと考える医療・介護が必要な人々」が対象となる。

ソーシャルローンの調達資金は診療所「いおうじ応急クリニック」の移転費用と介護棟「にちこれ」新築費用に充当する。質の高い医療・介護サービスを継続して提供できる施設環境を整備し、松阪市において今後見込まれる医療・介護需要増加に備えることを目的とする。近隣病院の退院調整時の連携機関となるとともに、利用者や家族の状態に応じて医療行為を含めたサービスを提供することが可能となる。地域の医療機関等と緊密に連携した質の高い介護サービスの提供は、松阪市が掲げる地域包括ケアシステムの実現に資するものである。施設の建設は、環境や近隣住民への影響に配慮して進められる。R&I は対象プロジェクトが社会全体としてポジティブな成果を生み出すものと評価した。SLP に例示されている事業区分の中では「松阪市に在住し、住み慣れた地域で暮らしたいと考える医療・介護が必要な人々」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当する。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1)包括的な目標、戦略等への組み込み

- 医王寺会では「最期まで笑顔で生きられる街を創る」を法人理念に掲げ、地域で一人でも多くの方が笑顔で生き続けることができる環境を医療・介護の側面から創っていくことを目指している。対象プロジェクトは、市内の各医療機関から医療・介護を必要とする人々を幅広く受け入れることを目的としており、地域医療連携体制の充実において重要な役割を担っている。医王寺会の理念に沿ったものになっている。

(2)プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 対象プロジェクトは、既存診療所を移転し介護棟を新たに建てることでサービス品質の維持・向上を図ることを目的としている。加えて、松阪市が目指す地域包括ケアシステムの構築にも寄与する取り組みとして選定している。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 対象プロジェクトは法人事務局を中心となり、内外の関係者から情報を収集して計画を立案した。最終的に理事会での承認を経て決定している。

医王寺会では「最期まで笑顔で生きられる街を創る」を法人理念に掲げ、地域で一人でも多くの方が笑顔で生き続けることができる環境を医療・介護の側面から創っていくことを目指している。対象プロジェクトは医王寺会の目標や法人理念、松阪市が目指す地域包括ケアシステムの構築に寄与する取り組みとして位置付けられる。プロジェクトは法人事務局が中心となり検討を進め、理事会での承認を経て最終決定されている。評価・選定のプロセスは明確かつ合理的である。

3. 調達資金の管理

- 本件のソーシャルローンは貸出人を百五銀行及び商工組合中央金庫とするコミットメント期間付きのタームローンを想定しており、調達から概ね 2 年で全額充当する予定である。対象プロジェクトに係る支払いが発生する都度、銀行へ証憑書類として請求書を提出する。対象プロジェクトの進捗に合わせて、貸出金融機関が本件ソーシャルローンの前提条件を充足していることを確認の上、融資を実行する。この運用により、未充当資金は発生しない。

- 調達資金に関する証憑文書は、医王寺会の経理部が法人規定に基づき適切に管理する。

調達資金は医王寺会の経理部が管理する。本件のソーシャルローンは貸出人を百五銀行及び商工組合中央金庫とするコミットメント期間付きのタームローンを想定しており、対象プロジェクトに係る支払いが発生する都度、貸出金融機関へ証憑書類を提出して融資実行を依頼することとしている。未充当資金の発生は想定していない。調達資金に関する証憑文書は適切に保管する。調達資金の管理は妥当である。

4. レポーティング

(1)開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通りである。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する予定。

	開示事項	開示タイミング	報告方法
資金充当状況	調達資金の充当金額 未充当資金および運用状況	充当完了まで年１回	貸出金融機関へ報告
インパクト	➢ アウトプット指標 施設の概要 患者数や定員数 ➢ アウトカム指標 利用者の介護区分及び人数	本ローン完済まで年１回	貸出金融機関へ報告

(2)インパクトレポーティング

- インパクトレポーティングでは、アウトプット指標として施設概要・患者数・定員数、アウトカム指標として利用者の介護区分及び人数を貸出金融機関に対し年次で報告する。

資金充当が完了するまでは資金充当状況を年１回開示する。インパクトレポーティングは、アウトプット指標として施設概要・患者数・定員数、アウトカム指標として利用者の介護区分及び人数を年次で貸出金融機関へ報告する。レポーティングの内容・頻度は妥当である。

以　上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第２９９条第１項第２８号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。